

聖 監 第 34 号
令和 5 年 8 月 30 日

聖籠町上下水道事業

聖籠町長 西脇 道夫 様

聖籠町監査委員 小林 勝治

聖籠町監査委員 田中 智之

令和 4 年度聖籠町公共下水道事業の「資金不足比率」の審査結果及び意見について

1 審査結果

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号、以下「財政健全化法」という。）第 22 条第 2 項に規定する資金不足比率については、令和 5 年 7 月 12 日付聖上第 313 号で報告があり、審査した結果、資金不足はなく、比率は「0」と認めます。したがって、経営健全化基準（20%以上）に該当しません。

2 意見

財政健全化法に規定する資金不足がないものの、建設改良費等に充てるための企業債残高 429,719 千円を除いた結果であり、この状況を注視しつつ、更なる財政の健全化に努められたい。

（参考）

資金不足額

$$\begin{aligned} &= (\text{流動負債の額} - \text{建設改良費等に充てるための企業債残高の額}) - \text{流動資産の額} \\ &= (465,943,605 - 429,719,534) - 167,328,986 = 0 \end{aligned}$$

資金不足比率

$$\begin{aligned} &= \text{資金の不足額} / \text{事業規模の額（営業収益の額）} \\ &= 0 / 244,023,236 = 0 \end{aligned}$$

（注） 1 単位は円又は％です。

2 上記算式は当公営企業の場合を単純化しています。

以上